

2 相続（特別受益と寄与分）

(1)特別受益

第 903 条（特別受益者の相続分）

- I 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻もしくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者がいるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与に価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。
- II 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。
- III 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する。

第 904 条

前条に規定する贈与の価額は、受贈者の行為によって、その目的である財産が滅失し、又はその価額の増減があったときであっても、相続開始の時においてなお原状のままであるものとみなしてこれを定める。

意義 相続開始によって被相続人の財産は相続人に移転する（896）。しかし、被相続人から相続人への財産移転は相続以外のルートでも考えられる。遺贈や生前贈与である。民法では、遺贈・贈与は相続を補完するものと位置づけ、各相続人の相続分には、遺贈・贈与を含めて計算するべきであるという考え方を原則としている。

計算方法 相続人に対して遺贈・贈与された財産は相続財産を構成するとみなされる（903 I）。これを「みなし相続財産」という。その「みなし相続財産」を基礎に各相続人の一応の相続分を算定する。そのうえで、遺贈・贈与を受けた相続人については、遺贈・贈与（特別受益額）を、一応の相続分から控除し、残額をもってその者の具体的相続分とする。

<特別受益計算の例>

- ・被相続人が相続開始の時に有した財産の価格 (= 相続財産) : 1 億円
- ・相続人 : 子 X・Y
- ・相続人 Y : 遺贈 0.2 億、生活の資本として 0.2 億の生前贈与

⑧	遺 贈	贈 与
	②	②

まず相続財産は 1 億円である (白色+薄灰色)。そして、相続人 X・Y のうち、Y は遺贈 0.2 億円 (薄灰色) と生前贈与 0.2 億円 (濃灰色) を受けている。そのため、生前贈与 0.2 億円を相続財産に加える。そうすると、みなし財産は 1.2 億円となる。

X
⑥

このみなし財産 1.2 億円をベースに各相続人 (X・Y) の一応の相続分を計算する。子の法定相続分は等しい (900④本文) から、X と Y の一応の相続分はそれぞれ 0.6 億円となる。

	Y	
②	②	②

しかし、Y には 0.4 億円 (遺贈+生前贈与) の特別受益がある。そのため、0.6 億円の一応の相続分から 0.4 億円の特別受益を控除する。その結果、Y の具体的相続分は 0.2 億円となる (X は 0.6 億円)。

よって、相続財産 1 億円のうち、X は 0.6 億円を、Y は 0.4 億円 (具体的相続分 0.2 億円+遺贈 0.2 億円) を手にすることになる。

(2)寄与分

第 904 条の 2 (寄与分)

- I 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第 900 条から第 902 条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額を持ってその者の相続分とする。
- II 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して寄与分を定める。
- III 寄与分は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
- IV 第 2 項の請求は、第 907 条第 2 項の規定による請求があった場合又は第 910 条の規定する場合にすることができる。

意義 共同相続人のなかに被相続人の財産の維持・形成に特別の寄与をした者がいる場合がある。この特別の寄与を考慮して、その者に対して特別に与えられる相続財産への持分のことを寄与分という。

計算方法 寄与分制度は、特別受益と平行なものとして構成されている。具体的には、相続財産から寄与分を控除したものがみなし相続財産となる。そのみなし相続財産を基礎に各相続人の一応の相続分を計算し、それに寄与分を加えたものが具体的相続分となる。

< 寄与分計算の例 >

- ・被相続人が相続開始の時に有した財産の価格 (= 相続財産) : 1 億円
- ・相続人 : 子 X・Y
- ・相続人 Y : 0.2 億円の寄与分

⑧	寄 与 分 ②
---	----------------------

まず相続財産は 1 億円 (白色+薄灰色) である。しかし、Y の寄与分が 0.2 億円 (薄灰色) あるので、相続財産 1 億円から寄与分 0.2 億円を控除する。そのため、0.8 億円 (白色) がみなし財産となる。

X ④

このみなし財産 0.8 億円をベースに各相続人 (X・Y) の一応の相続分を計算する。子の法定相続分は等しい (900④本文) から、X と Y の一応の相続分はそれぞれ 0.4 億円となる。

Y ④	寄 与 分 ②
------------	----------------------

しかし、Y には 0.2 億円の寄与分がある。そのため、Y の一応の相続分 0.4 億円に寄与分 0.2 億円を加える。

よって、相続財産 1 億円のうち、X は 0.4 億円、Y は 0.6 億円 (具体的相続分 0.4 億円+寄与分 0.2 億円) を手にすることになる。

【過去問】

(18-34) Aが1億円の財産を残して死亡した。Aには、離婚した前妻Bとの間に子CとDが、その後再婚した妻Eとの間に子FとGがいた。Fには、2000万円の寄与分があり、また、Aは、死亡する2年前にCに対して生計の資本として1000万円を贈与し、Gに1000万円の遺贈をした。この事例における関係者の具体的相続分の額を記載した次の1から5までのうち、正しいものはどれか。

1. Cが0円、Dが2000万円、Eが4000万円、Fが4000万円、Gが0円
2. Cが0円、Dが1500万円、Eが4000万円、Fが3500万円、Gが1000万円
3. Cが125万円、Dが1125万円、Eが4500万円、Fが3125万円、Gが125万円 ○
4. Cが250万円、Dが1250万円、Eが5000万円、Fが3250万円、Gが250万円
5. Cが1125万円、Dが1125万円、Eが4500万円、Fが3150万円、Gが125万円

(26・35) 被相続人 A の遺産は、甲土地（死亡時の価格 3000 万円）及び乙建物（死亡時の価格 1000 万円）であり、相続債務は存在せず、法定相続人は配偶者 B 並びに AB 間の子 C 及び D であることを前提として、次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。ただし、特に言及がある場合を除き、相続時開始時の貨幣価値への換算並びに特別受益及び寄与分は考えなくてよい。

- ア. C が、遺産の維持又は増加につき 800 万円相当の特別の寄与をしていた場合、具体的相続分は、B 及び C がそれぞれ 1600 万円、D が 800 万円である。○
- イ. A が、死亡する 3 年前に D に生計の資本として 1000 万円を贈与していた場合、具体的相続分は、B が 2500 万円、C が 1250 万円、D が 250 万円である。○
- ウ. A が、死亡する 3 年前に C に生計の資本として 1000 万円を贈与していたが、遺言で、相続の際には、当該贈与は各自の相続分の算定から除外するように指示していた場合、具体的相続分は、B が 2000 万円、C 及び D がそれぞれ 1000 万円である。○
- エ. A が死亡する 3 年前に C の生計の資本として 400 万円を贈与し、さらに、遺言で甲土地及び乙建物を B に相続させるとしていた場合、D は甲土地及び乙建物について遺留分減殺請求をすることができるが、C は遺留分減殺請求をすることができない。×
- オ. A が遺言で甲土地及び乙建物を C に相続させるとしていた場合において、D が甲土地及び乙建物について遺留分減殺請求権を行使したときは、C は乙建物についてのみ価格による弁償をすることはできない。×

∴最判平成 12・7・11

(29-34)

次の【事例】において、A を被相続人とする遺産分割における B、C 及び D の具体的相続分の額として、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちのどれか。なお、遺産分割の対象となる財産並びに贈与及び遺贈の目的財産の価格は相続開始時の価格を示しており、その後には価格の変動はないものとする。

【事例】

(1) 相続人

A の相続人は、配偶者である B と、子である C 及び D とする。

(2) 遺産分割の対象となる財産

3000 万円の金銭

(3) 時系列

- ① A は、平成 21 年 2 月 21 日、B に対し、B の生計の資本として A 所有の区分所有建物（価格 2100 万円）を贈与した。
- ② A は、平成 24 年 4 月 24 日、C に対し、C の生計の資本として 1000 万円を贈与した。
- ③ A は、平成 25 年 5 月 20 日、C の子である E に対し、E の生計の資本として 1000 万円を贈与した。
- ④ A は、平成 25 年 10 月 20 日、D に対し、A 所有の土地（価格 1000 万円）を遺贈する旨の遺言を作成した。
- ⑤ A は、平成 26 年 2 月 26 日に死亡した。
- ⑥ 家庭裁判所は、寄与分を定める処分の審判において、C に 300 万円の寄与分があるとの判断を示し、この審判は平成 27 年 3 月 21 日に確定した。

1. B : 1250 万円 C : 1075 万円 D : 675 万円
2. B : 1300 万円 C : 1000 万円 D : 700 万円
3. B : 1400 万円 C : 900 万円 D : 700 万円
4. B : 1750 万円 C : 325 万円 D : 925 万円
5. B : 1800 万円 C : 250 万円 D : 950 万円